

▼4面から続き
公務員給与の引き上げ」を旨とする勧告が出され、本市もこの内容を踏まえた給与改定を行いました。

この結果、平成28年4月現在の職員(普通会計部門2075人)の平均給料は30万6598円(平均年齢39・6歳)となっています。

表8 議員報酬と特別職等の給与の状況(28年4月現在)

職名	月額	期末手当	職名	月額	期末手当
議長	657,000円	4.20月分	市長	1,051,000円	4.20月分
副議長	591,000円		副市長	882,000円	
議員	575,000円		教育長	782,000円	
		常勤監査委員	560,000円		

表9 主な職員手当の状況

手当の種類	主な内容 (28年4月現在、記載金額は月額)	27年度 支給実績 (普通会計)												
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族1人につき6,500円、特定の加算5,000円(※)	192,759千円												
地域手当	給料および扶養手当の月額合計の6%	456,334千円												
住居手当	○借家・賃貸等の場合 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 *27,000円を限度 ○新築・購入から5年以内 5,500円 ○上記以外 4,000円	195,820千円												
通勤手当	○交通機関 6カ月定期等の最も経済的な額 ○自動車等 使用距離に応じ3,800円～31,600円 *合わせて55,000円を限度	142,725千円												
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる勤務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給	36,698千円												
超過勤務手当 (休日給含む)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務日</th> <th>勤務を要しない日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・5時～始業時間 ・終業時間～22時</td> <td>・0時～5時 ・22時～24時</td> <td>・0時～5時 ・22時～24時</td> </tr> <tr> <td>125/100</td> <td>150/100</td> <td>135/100</td> </tr> </tbody> </table> 正規の勤務時間 個人ごとの時間単価に上記の率を乗じて支給	勤務日	勤務を要しない日	休日	・5時～始業時間 ・終業時間～22時	・0時～5時 ・22時～24時	・0時～5時 ・22時～24時	125/100	150/100	135/100	608,290千円			
勤務日	勤務を要しない日	休日												
・5時～始業時間 ・終業時間～22時	・0時～5時 ・22時～24時	・0時～5時 ・22時～24時												
125/100	150/100	135/100												
管理職手当	部長70,000円、担当部長65,000円 参事60,000円、副部長55,000円、 副参事50,000円、課長45,000円、 調整幹40,000円、副課長35,000円	152,415千円												
期末・勤勉手当	○6月期 期末手当1.225月分、勤勉手当0.80月分 ○12月期 期末手当1.375月分、勤勉手当0.80月分	2,964,450千円												
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤続20年</th> <th>勤続25年</th> <th>勤続35年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>20.445月分</td> <td>29.145月分</td> <td>41.325月分</td> </tr> <tr> <td>定年等</td> <td>25.55625月分</td> <td>34.5825月分</td> <td>49.59月分</td> </tr> </tbody> </table> 上記の率を基準として支給	区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	普通	20.445月分	29.145月分	41.325月分	定年等	25.55625月分	34.5825月分	49.59月分	(埼玉県市町村総合事務組合から同組合条例に基づき支給)
区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年											
普通	20.445月分	29.145月分	41.325月分											
定年等	25.55625月分	34.5825月分	49.59月分											

(※) 扶養親族としての子のうち、満15歳～満22歳の子がいる場合に行うものです

なお、国家公務員と地方公務員の給料を比較する参考指標としてラスパイレズ指数(各年4月の国家公務員の給料水準を100として各地方公共団体と比較するもの)がありますが、公表されている直近(平成27年)の数値で、本市は103・0、他団体では、埼玉県は100・7、さいたま市は102・8などとなっています。詳しくは表4・5のとおりです。

税・国保・年金のお知らせ

休日納税窓口を開きます

11月6日(日)・20日(日)・12月4日(日)、午前9時～午後3時 圏収納課(第二庁舎3階) 圏収納課 ☎96339142 (市税)・9143(国保)

納税通知書をお送りします

市・県民税：平成28年度分の年税額に変更の方や新たに課税された方、退職等により納付方法が変更された方へは通知書と納付書(口座振替の方)は通知書のみ)を11月10日(木)に

国民健康保険税

平成28年度分の年税額に変更の方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方)は通知書のみ)を11月17日(木)に発送します。なお、2月から年金からの差し引きを口座振替に変更

青色申告決算説明会

12月2日(金)、午後2時～4時 圏収納課 ☎96339142 (市税)・9143(国保)

市税を未納の方は早急に納付してください

平成28年度の市・県民税(普通徴収)の1～3期、固定資産税・都市計画税の1・2期、国民健康保険税の1～5期と軽自動車税の納期限が過ぎています。納付されない場合は、延滞金が加算され、法律の規定により財

平成27年度介護保険の財政状況

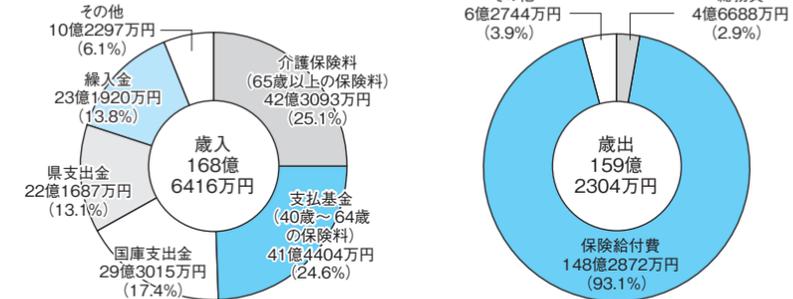
介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支え合う仕組みです。平成12年4月の制度開始以降、サービスを利用する方やそれに伴う給付費用は年々増えています。サービスが利用できる要介護認定を受けている方は、27年度末で1万512人です(図1)。

歳出は159億2304万円(前年度比7.2%増)

図1 越谷市の高齢者数(65歳以上)と要介護認定者数の推移



図2 歳入・歳出の内訳



*表示単位未満を四捨五入しているため、各費目の合計、%が合計値と一致しない場合があります

市では、給付費の適正化を図りながら、サービスの質が低下しないよう、今後も適切な制度の運営に努めていきます。

介護保険課 ☎96339142

社会保険料控除関連書類を発送します

社会保険料控除資料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)を11月11日までに納付が確認できた世帯主の方へは、年末調整や確定申告を行う際に使用する社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を発送します。9月30日までに保険料を納付した方は11月上旬、10月1日以降に初めて納付した方は平成29年2月上旬に発送します。

日金以降に順次発送します。納付額の合計と控除資料が一致しない場合は、領収書をお持ちのうえ、年末調整や確定申告を行うってください。

46、後期高齢者医療保険料について ☎96339170

国民健康保険税の第6期納期限は11月30日(水)です

平成28年度の市・県民税(普通徴収)の1～3期、固定資産税・都市計画税の1・2期、国民健康保険税の1～5期と軽自動車税の納期限が過ぎています。納付されない場合は、延滞金が加算され、法律の規定により財

057000030004、057000030004、0500から始まる電話でおかけになる場合 ☎03663022626